

平成27年2月25日

株 主 各 位

本店 神奈川県小田原市栄町三丁目5番8号
(本社事務所) 東京都港区芝浦一丁目2番1号
コムテック株式会社
代表取締役社長 宮 田 良 嗣

当社株式の取扱いに関するご案内

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成27年2月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、現在発行している当社普通株式に加えて残余財産の分配に差を設けた別の種類の当社株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行できる旨を定めると共に、同臨時株主総会及び同日開催の普通株式の株主による種類株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更し、当社普通株式に株主総会の決議によりその全部を取得できる旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すことといたしました。また、同臨時株主総会においては、平成27年3月30日をもって、全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を各株主様より取得し、その対価として全部取得条項付普通株式1株に対しA種種類株式を219,428分の1株の割合をもって割当交付することもあわせて決議されました。

この結果、伊倉佳紀氏、アサヒ商事有限会社（以下「アサヒ商事」といいます。）及びY Iホールディングス株式会社（以下「Y Iホールディングス」といいます。）以外の各株主様に対して、全部取得条項付普通株式の取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。当該1株未満の端数については、法令の定めに従い、その合計数に相当する数（ただし、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）の株式を裁判所の許可を得たうえでY Iホールディングスに対して売却し、その代金をその端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。

つきましては、これからの当社株式のお取扱いの詳細について下記のとおりご案内申し上げます。なお、当社は下記手続きに伴い、平成27年3月25日をもって、株式会社東京証券取引所における上場が廃止されることとなります。平成3年11月に日本証券業協会に当社普通株式を店頭登録し、平成16年12月には当時のジャスダック証券取引所に株式を公開して以来、今日まで数多くの株主の皆様方から大変温かいご支援・ご協力を賜りましたことに心より御礼申し上げます。

敬 具

記

1. 現在の当社普通株式の全部取得条項付普通株式への変更

当社普通株式は、平成27年3月30日（月曜日）をもって、そのすべてに全部取得条項が付され、全部取得条項付普通株式となります。

2. 全部取得条項付普通株式の全部の取得

- (1) 当社は、平成27年3月30日（月曜日）をもって、全部取得条項付普通株式（現当社普通株式）の全部を各株主様から取得いたします。
- (2) 当社は、全部取得条項付普通株式の取得の対価として、各株主様にご所有の全部取得条項付普通株式1株につき、219,428分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を割当交付いたします。このため伊倉佳紀氏、アサヒ商事及びY Iホールディングス以外の各株主様に対しては1株に満たないA種種類株式（端数）が割り当てられることとなります。
- (3) 伊倉佳紀氏、アサヒ商事及びY Iホールディングス以外の各株主様に割り当てられた1株に満たないA種種類株式（端数）は、裁判所の許可を得たうえで、各株主様にご所有の全部取得条項付普通株式の数に930円を乗じて算出した金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格にて、Y Iホールディングスに対して売却することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に各株主様に交付される金額が上記と異なる場合もございます。
- (4) 上記(3)の各株主様に交付される端数の処分代金につきましては、各株主様のお届出住所（またはご指定の送付先）に「端数株式処分代金領収証」をお送りしたうえで、お支払いする予定です。ただし、これまでに配当金

の振込先として銀行口座を指定されている株主様につきましては、ご指定の銀行口座にお振込みさせていただきます。各株主様に交付される端数株式の処分代金のお支払い額は、別途各株主様にお送りする予定の上記端数株式処分代金領収証または端数株式処分代金計算書によってお知らせする予定です。

3. 全部取得条項付普通株式の取得及び端数株式処分代金のお支払い日程（予定）

平成27年3月24日	当社普通株式の売買最終日
平成27年3月25日	当社普通株式の上場廃止日
平成27年3月29日	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日
平成27年3月30日	全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日
平成27年5月下旬	A種種類株式（端数）処分代金の支払開始

（ご注意）

上記は現時点における予定に基づいており、端数株式の処分に関する裁判所の許可日等の事情により、今後変更される可能性がございますので、ご注意ください。

4. 端数株式処分代金のお支払い予定額と時期

端数株式の処分に関する裁判所の許可を得たうえで、各株主様が保有される全部取得条項付普通株式の数に930円を乗じた金額に相当する金銭を各株主様にお支払いする予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等には、実際に交付される金額が異なる場合もございます。なお、お支払いに際しましては、当社より「端数株式処分代金領収証」を平成27年5月下旬（予定）に各株主様のお届出住所（またはご指定の送付先）にお送りいたします。ただし、これまでに配当金の振込先として銀行口座を指定されている株主様につきましては、ご指定いただいている銀行口座にお振込みさせていただきます。

また口座振込のご指定がなく、お受取金額が50,000円以上となる法人の株主様の場合、貯金事務センターより追って送付されますゆうちょ銀行の「通常現金払（払出証書）」により、ゆうちょ銀行または郵便局にてお受取り願います。なお、お手許に届きますまでに多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

5. お問い合わせ先

株主名簿管理人

本件に関するお問い合わせ先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
---------------	---

※端数株式の処分代金交付に関する税務上の具体的なお質問等は、最寄の税務署等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※特別口座でご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である上記株主名簿管理人までお問い合わせください。（当社では、直接お取扱いはいたしませんのでご了承ください。）

以上